平成３０年（フ）第２２６号
神戸市須磨区南落合４丁目１番186―112号
債務者　成田　梨恵
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４５号
相模原市中央区横山４丁目23番３号　アルデールマンション502、住民票上の住所大阪府門真市東田町24番５号
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３５号
兵庫県西宮市甲子園春風町５番33―405号
債務者　工藤　孝美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４３号
兵庫県芦屋市大東町９番１―217号
債務者　奥　　優佳
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５１号
兵庫県西宮市若草町１丁目11番８―101号
債務者　大塚　弘子（旧姓村中）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４０号
北海道小樽市長橋２丁目17番12号　吉田アパート下左、前住所北海道余市郡余市町栄町214番地
債務者　淺田ミツ子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第４１号
北海道小樽市若竹町９番８号、前住所北海道小樽市住ノ江２丁目１番15号
債務者　佐藤　涼子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１６号
北海道根室市光洋町４丁目４番地30
債務者　鈴木まどか（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第４１号
千葉県山武市富口410番地
債務者　木内千代子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第３７号
長野県安曇野市穂高有明3593番地６
債務者　青柳　雅子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１９号
長野県飯田市上郷黒田62番地１　（サンフラワーＣ102号）
債務者　松澤　博幸
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第４５号
三重県鈴鹿市南若松町296番地の３　チェリーブロッサム201
債務者　大谷　正利
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1038号宮本方、前住所兵庫県芦屋市若葉町４番１―523号
債務者　赤坂　徳子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３７号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目54番地　フュテュール尼崎101号、前住所大阪府堺市堺区出島海岸通３丁２番５号
債務者　豊島あき子（旧姓石田・吉田）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第８９号
岡山市中区浜１丁目20番39号　コーポカヤノ101
債務者　林田　俊作
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０１号
岡山市中区西川原48番地10　サンコート西川原109、旧住所岡山県赤磐市桜が丘西８丁目32番30号
債務者　渡部　**隆**男
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部